

令和5年度古地すべりに関する地中レーダー探査に係る入札可能性調査実施要領

令和5年8月1日

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）では、令和5年度古地すべりに関する地中レーダー探査の受注者選定に当たって、一般競争入札（最低価格落札方式）に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、別添仕様書に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受注者を決定するに当たり一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した場合、参加する意思を有する方は、2.登録内容について、5.提出先までご登録をお願いします。

1.1 概要

本事業の概要は、「令和2年度古地すべりに関する地表踏査及び試料採取」、「令和3年度古地すべりに関する構造記載及び微化石分析」及び「令和4年度古地すべりに関するボーリング調査及び室内分析」で調査した、秋田県横手地域に見られる古地すべり露頭を対象とした地中レーダー探査を実施し、調査地点の3次元的な地下構造解釈を行うことである。

1.2 事業の具体的内容

別添仕様書による。

2. 登録内容

参加の意思を有する者は様式1に以下の事項を記載し、5.提出先まで登録すること。

- ・ 事業者名
- ・ 連絡先（住所、TEL、E-mail、担当者名）

3. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。

- ・ お問い合わせのあった場合、詳細な露頭位置、写真及び露頭記載を提示致します。

4. 公募期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月10日（木）

※郵送の場合は「令和5年8月10日（木）必着」でお願いします。

5. 提出先

郵送又はE-mailにてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

地震・津波研究部門

林 茉莉花宛て

【TEL】 03-5114-2226

【E-mail】 hayashi_marika_5bd@nra.go.jp

(登録例)

令和 年 月 日

原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門

令和 5 年度古地すべりに関する地中レーダー探査

令和 5 年〇月〇日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録致します。

登録内容

- ① 事業者名
- ② 連絡先
 - 住所
 - 電話
 - Mail
 - 担当者名

仕様書

1. 事業名

令和5年度古地すべりに関する地中レーダー探査

2. 適応

この仕様書は、原子力規制委員会 原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が調達する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

3. 概要

本事業の概要は、「令和2年度古地すべりに関する地表踏査及び試料採取」、「令和3年度古地すべりに関する構造記載及び微化石分析」及び「令和4年度古地すべりに関するボーリング調査及び室内分析」で調査した、秋田県横手地域に見られる古地すべり露頭を対象とした地中レーダー探査を実施し、調査地点の3次元的な地下構造解釈を行うことである。

4. 事業内容

4.1 地中レーダー探査

秋田県横手市内で規制庁が指定する古地すべり露頭（1地点）において、地中レーダー探査による地下構造調査を行う。地中レーダー探査は地下20～30m程度の判読を目的とした深部調査と、地下10m～15m程度の判読を目的とした浅部調査を同一測線上で実施することを基本とする。ただし、調査地の地形・地質状況等を考慮し、合計測線長1.5km程度を満足すれば規制庁担当者と協議のうえ、同一測線上で探査しない測線を設定しても良いものとする。また、測定に際しスタック数4096以上の多重スタックを行うこと。探査測線は地質構造の3次元形状の検討を目的とし、複数の並行した測線とそれらに直交する測線を設定すること。測線の位置については規制庁担当者と協議のうえ設定すること。

表1 本事業における地中レーダー探査の仕様

	判読対象下限深度	合計測線長
浅部調査	10m～15m	1.5 km程度
深部調査	20m～30m	

4.2 探査結果の解析及び解釈

4.1で取得した探査データについて、ノイズ軽減処理等の適切な処理を施したうえで時間断面及び深度断面を作図すること。各測線で得られた時間断面図を組み合わせると当該調査地の地下構造を3次元的に表示し、調査地の地下構造全体について予察的な解釈を行うこと。

4.3 成果報告書の作成

4.1 から 4.2 で実施した内容を、調査手法や解析手法、測定及び解析に係る諸条件並びに手順等を明記したうえで成果報告書として取りまとめる。取りまとめに当たっては以下の点に留意すること。

- 文献情報（図表を含む。）を記載する場合は引用元を明示すること。
- 本事業で実施したボーリング調査、室内分析等に関するものを除き、非公開文献（社外秘の報告書等）に基づく情報は記載しないこと。

なお、調査・分析結果の生データ等、報告書に含めないデータがある場合は技術資料として別途提出すること。

5. 実施期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日まで

6. 実施場所

本事業は、受注者の作業場所において実施する。

7. 実施責任者

- ・発注者側：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
安全技術管理官（地震・津波担当）
- ・受注者側：本作業を統括する実施責任者の役職及び氏名を 11. に示す実施計画書の中で明示すること。

8. 実施にあたっての留意事項

実施にあたって、以下の事項に留意すること

- ・諸法令を遵守し、調査の円滑な遂行に努め、調査に際して必要な諸手続き（関係機関への申請・届出の補助、地権者の了承、周辺住民への周知等）を行うこと。また、申請書類等の作成にあたって必要となる情報の収集、申請に必要な諸費用、借地費、復元費、本調査に関する補償の一切は、受注者が請負うものとする。
- ・作業現場及びその周辺での十分な安全対策を施し、現場作業員、通行人等の安全及び環境保全（騒音対策を含む。）に努めること。
- ・万一、災害、事故、公害、苦情等が発生した場合は、適切な応急処置等の対応を講ずるとともに速やかに規制庁担当者に連絡すること。
- ・道路や他の施設・構造物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復し、所有者または管理者の承認を得ること。

9. 提出書類及び納入品目

No.	提出書類	提出部数 ^(注1)	提出期日
1	実施計画書 ^(注2)	1	契約締結後速やかに提出し、規制庁の承認を受けること 変更時は改訂版を速やかに提出すること
2	下請負届	1	契約締結後速やかに 該当しない場合は省略できる
3	情報セキュリティに関する書面 ^(注3)	1	契約締結後速やかに
4	成果報告書 ^(注4)	4	納入時（令和6年3月15日）まで ただし、ドラフト版を令和3年3月1日までに提出すること
5	技術資料	1	納入時（令和6年3月15日）まで 該当しない場合は省略できる
6	情報セキュリティ対策報告書	1	納入時（令和6年3月15日）まで
7	完了届	1	納入時（令和6年3月15日）まで

注1) 提出書類については、原則として電子媒体で提出すること。

注2) 実施計画書の要求事項は11.によるものとする。

注3) 情報セキュリティに関する書面の要求事項は14. によるものとする。

注4) 成果報告書の電子媒体には報告書のPDFデータのみを格納すること。なお、報告書の表紙等については規制庁が指定するフォーマットで提出すること。

10. 納入場所

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

地震・津波研究部門

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル 15階

11. 実施計画書

実施計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

(1) 実施内容

実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。

(2) 実施体制

本作業を統括する実施責任者と、業務管理責任者及び技術管理責任者の役職、氏名を明示した実施体制図を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。

- ・ 実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とする。

- ・ 実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人以上の直接の担当者を定め、支障なく業務が遂行できるようにすること。
- ・ あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

(3) 品質管理体制

社内の品質管理体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質管理部門と本作業の実施部門とが独立していることを明示すること。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。

(4) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

(5) 工程管理

実施項目ごとに無理のない計画を立て、実施工程表を示すこと。

12. 無償貸与が可能な物品

- ・ 「令和2年度古地すべりに関する地表踏査及び試料採取」成果報告書及び技術資料
- ・ 「令和3年度古地すべりに関する構造記載及び微化石分析」成果報告書及び技術資料
- ・ 「令和4年度古地すべりに関するボーリング調査及び室内分析」成果報告書及び技術資料

なお、無償貸与品は、本作業終了後速やかに返却するものとする。

13. 検収条件

本仕様書に記載した内容を満足し、規制庁により9.の提出書類及び納入品目が全て提出・納入されていることが確認されたことをもって検収とする。

14. 情報セキュリティの確保

受注者（請負者）は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) また、本業務において受託者が作成する情報については、規制庁担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキ

セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (5) 受注者は、規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

15. その他

- (1) 受注者は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3) 業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁担当者を確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 常に、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、規制庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (6) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。